

令和 6 年度

杉並区職員（看護師・Ⅱ類） 募集案内

令和 6 年 12 月 1 日
杉 並 区

この採用選考は、杉並区に勤務する職員（看護師）の採用予定者を決定するために実施するものです。

採用区分、職種、勤務予定先、採用予定数

採用区分	職種	勤務予定先	採用予定数
Ⅱ類	看護師	保育園・障害者福祉施設 児童相談所一時保護施設 等	5 名

受験資格

国籍を問わず、次の①～③の要件にすべて該当する方が受験できます。

① 年齢

昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた方

② 資格

看護師の免許を有する方

（令和 7 年 3 月 31 日までに国家試験に合格して、免許取得見込みの方を含む）

※ 看護師免許取得見込みで受験した方は、国家試験に合格しなかった場合、採用いたしません。

③ 次のいずれにも該当しない方

ア 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する方（下記参照）

＜参考＞地方公務員法第 16 条各号は次のとおりです。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

イ 現に杉並区の常勤職員である方

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する人及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

採用予定日

令和7年4月1日以降

選考方法及び日程

① 第1次選考

選 考 日	令和7年1月19日（日）
選考会場	杉並区役所 集合時間及び会場等の詳細は、受験票に記載してお知らせします。
選考方法	論文（課題式90分、1,000～1,500字程度）
合格発表	令和7年1月下旬（予定） 可否にかかわらず、第1次選考受験者全員に通知を郵送します。

② 第2次選考

選 考 日 及び 選考会場	令和7年2月上旬（予定） 選考会場は、第1次選考合格通知とあわせてお知らせします。
選考方法	個別面接
合格発表	令和7年2月中旬（予定） 可否にかかわらず、第2次選考受験者全員に通知を郵送します。

※ 都合により、第1次選考日（論文）に第2次選考（面接）をあわせて実施する場合があります。
その場合は、第1次選考の受験票送付時にお知らせします。

申込方法

方法	申 込 期 間
インターネット申込	令和6年12月1日（日）午前8時30分から 令和6年12月25日（水）午後5時（受信有効）まで

下記 URL・二次元コードから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を正しくご入力の上、申込期間中に送信してください。送信後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/555824>



※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

受験票

入手方法は電子メールでお知らせしますので、その案内に沿って受験票を印刷してください。
令和7年1月8日（水）までに届かない場合は、この募集案内の最終ページに記載されている問合せ先へ連絡してください。

勤務条件（令和6年4月1日現在）

① 給与等

採用区分	給料月額（地域手当含む）		他の手当
Ⅱ類	短大3卒	約 234,800 円	期末手当・勤勉手当・通勤手当 扶養手当・住居手当 等
	短大2卒	約 228,300 円	

- ※ 短大3卒は3年制の看護師学校等を卒業した場合、短大2卒は2年制の看護師学校等を卒業した場合の金額です。
- ※ 採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。
- ※ 勤務経験等があれば、一定の基準により加算されます。
- ※ 昇給は、原則として年1回行われます。

② 勤務時間等

(児童相談所設置準備課の場合)

- ・勤務予定地について、令和 8 年 11 月の区立児童相談所開設までは、他自治体の一時保護施設への研修派遣（派遣先は応相談）または児童相談所設置準備課です。なお、開設後は区の児童相談所一時保護施設です。
- ・勤務日は原則として月曜日から土曜日です。
- ・勤務時間は変則勤務となっており、午前 7 時 15 分から午後 7 時 45 分までの間で 4 週間を平均して 1 週間について 38 時間 45 分（休憩時間含まず）と定めています。
- ・休日は、日曜日及びその他指定された日です。
（上記のほか、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））
- ・ただし、研修派遣期間中は、派遣先自治体の勤務内容により、上記と異なる勤務日・時間となる場合があります。

(身体・知的障害者通所施設の場合)

- ・勤務日は原則として月曜日から金曜日です。
- ・勤務時間は原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間において、1 日について 7 時間 45 分（休憩時間含まず）です。知的障害者通所施設の勤務時間は、午前 8 時 00 分から午後 5 時 45 分までの間において、1 日について 7 時間 45 分（休憩時間含まず）です。

(保育園の場合)

- ・勤務日は原則として月曜日から土曜日です。
- ・勤務時間は変則勤務となっており、午前 7 時 15 分から午後 7 時 45 分までの間で 4 週間を平均して 1 週間について 38 時間 45 分（休憩時間含まず）と定めています。
- ・休日は、日曜日及びその他指定された日です。
（上記のほか、祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日））

③ 年次有給休暇等

年次有給休暇は年間 20 日付与されます。（最初の年は、採用月により付与日数が異なります。）
その他に、慶弔休暇（結婚休暇等）、妊娠出産休暇等の休暇制度や育児休業制度があります。

④ 福利厚生

- ・東京都職員共済組合への加入となり、健康保険にあたる短期給付事業や年金にあたる長期給付事業の対象となります。その他、共済組合が行う、健康相談及び健康づくり支援事業や、委託保健施設・保養施設を利用することができます。
- ・特別区職員互助組合の組合員となります。生命保険等の団体扱い保険料の適用が受けられるほか、指定店・指定施設（百貨店、遊園地等）を割引料金で利用することができます。
- ・杉並区職員互助会の会員となります。互助会では各種給付事業や資金貸付事業を実施するほか、文化活動や体育活動を行う様々なサークルが登録されています。
- ・定期健康診断のほか、胃がん・乳がん・子宮頸がん等の各種検診を行っています。

⑤ その他

勤務場所の敷地内は禁煙です。

問合せ先

杉並区総務部人事課人事係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1515

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp>